

青森県介護支援専門員 実務研修実習指導者養成研修

介護サポートオフィスONE
管理者 向井 祥



-目次-

- I 特定事業所加算の算定要件としての「実習の受入」
- II 実習の目的と内容
- III 過去の「実習」からの振り返り
- IV 実習におけるスーパーバイジョン
- V 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

-目次-

- I 特定事業所加算の算定要件としての「実習の受入」
- II 実習の目的と内容
- III 過去の「実習」からの振り返り
- IV 実習におけるスーパービジョン
- V 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

特定事業所加算の算定要件

〔 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について） 〕

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

「協力又は協力体制」については、現に研修における実習等の受入れが行われていることに限らず、受入れが可能な体制が整っていることをいう。

そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入れを行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

特定事業所加算取得事業所は、上記要件を満たす必要があり
積極的な実習の受け入れが望まれる

- 「実習の受け入れ」は、平成27年介護報酬改定で特定事業所加算の算定要件に追加
- 実習の受け入れは、実務研修の質を高め、ひいては地域全体のケアマネジメントの水準を底上げしていくという、特定事業所加算取得事業所の地域貢献
- 実習の受け入れは、実習指導者が個人として受け入れるわけではなく、事業所として取り組むべき事項
- 実習の受け入れ準備・運営も、実習指導者だけに任せるとではなく、事業所として適切な実習環境を整えて取り組む必要がある
⇒OJT体制の整備など事業所全体の質の向上や業務の効率化に繋がる

-目 次-

I 特定事業所加算の算定要件としての「実習の受入」

II 実習の目的と内容

III 過去の「実習」からの振り返り

IV 実習におけるスーパービジョン

V 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

1. 目的及び内容

«実習の目的»

実務環境でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識し、実務研修終了後の円滑な業務の実践に結び付ける

«実習の内容»

一つの事例についてしっかりと取り組んでケアプランを作成する

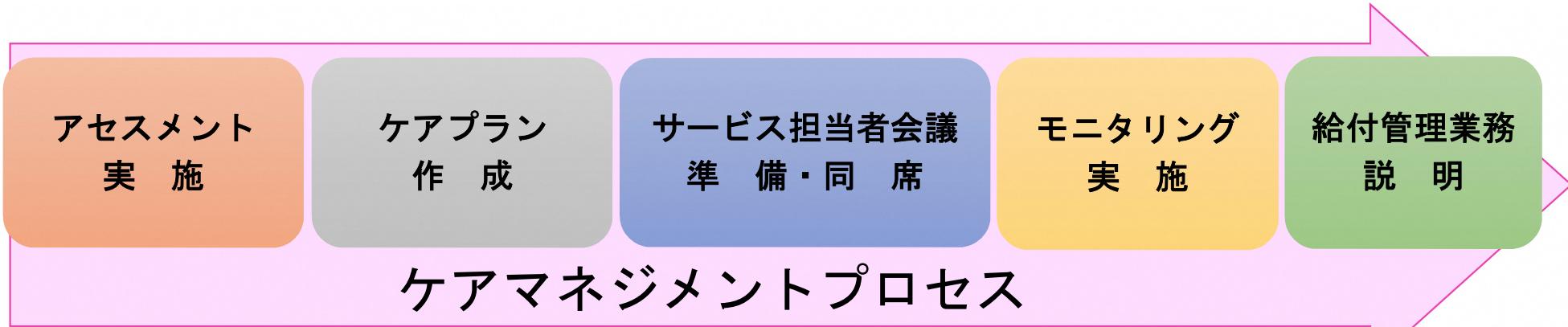
ケアプラン作成(実践)

複数の利用者の生活の様子を知ることにより、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験する

見学(経験)実習

2. ケアプラン作成・見学実習内容

- ・一連のケアマネジメントのプロセスについて、実習指導者と同行・同席し、多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを実践・経験する
- ・実習は18時間以上（概ね3日間程度）を目安に実施する



- 同一事例で完結する必要はない
- ケアマネジメントプロセスは順不同でも構わない
- 実習機関の都合や、利用者や家族、関係機関等との調整により分割等をしてよい
- 給付管理の根拠と実施方法を説明する ※給付管理業務の説明は実習の手引き（受講者用）に記載

3. 「現場実習」までの講義・演習内容

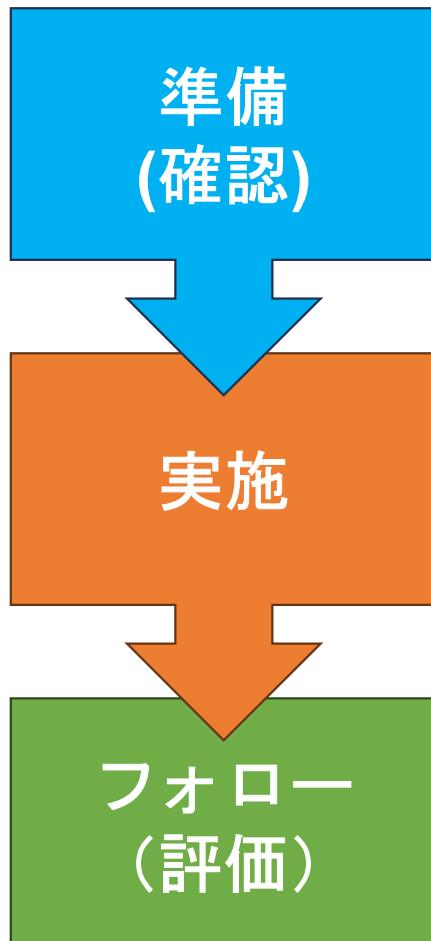
形態	内容
講義	eラーニング「介護支援専門員オンライン研修」
演習	<ul style="list-style-type: none">・ 演習の進め方のオリエンテーション・ 自立支援のためのケアマネジメントの基本・ 介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)・ 実習オリエンテーション・ 相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎・ 利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意・ 受付及び相談並びに契約・ 適切なケアマネジメント手法について・ アセスメント及びニーズの把握の方法・ 居宅サービス計画書等の作成・ サービス担当者会議の意義及び進め方・ モニタリング及び評価

4. 実習を実施するために実習受け入れ事業所が取り組むべきことの全体像

準備	<p>実習受入協力事業所としての体制の整備</p> <p>実習指導者の選定、指導者向け研修等への参加</p>
実施	<p>オリエンテーション、訪問へ向けた実習準備</p> <p>実習の実施（同行訪問を通じた指導、記録の作成指導）</p>
フォロー	<p>実習後の振り返り、受講者へのフィードバック</p> <p>実習の実施全体の振り返り・評価</p>

出典：介護支援専門員養成研修における実習受入に関する指針（厚生労働省）

5. 全体像を踏まえた実習の進め方



- 実習を円滑に進める為のルールの共有（法令・事業所ルールなど）
- 講義や演習内容の理解状況やストレングス等の把握
- 上記に応じた実習プログラムの共有（修正）
▶ SV「管理的機能」を発揮
- 実習プログラムに応じた多様な実践や経験の提供
- 実践や経験直後の評価（気づきの確認など）
▶ SV「教育的、支持的機能」を発揮
- 実践や経験した内容の振り返り
- 振り返り内容などに基づく質疑応答
- 実習目標の達成状況及び課題の可視化・言語化
▶ SV「評価的機能」を発揮

-目 次-

I 特定事業所加算の算定要件としての「実習の受入」

II 実習の目的と内容

III 過去の「実習」からの振り返り

IV 実習におけるスーパービジョン

V 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

1. 受講者の声から



- ・熱心に指導して頂き、最後までモチベーションを維持できた
- ・課題整理総括表の作成など、適切なアドバイスがあったから最後までケアプランを作成することができた
- ・課題整理総括表からケアプランに落とし込むことが難しかった
- ・利用者とのコミュニケーションが上手く図れず、情報収集に手間取った
- ・情報収集時に何をどのように聞き取れば良いか、事前に確認しておけば良かった
- ・実習指導者からもう少し事前情報や説明が欲しかった

Point

- ✓多くの受講者は、利用者から情報収集することに難しさを感じている。
- ✓事前情報の提供、観察するポイント、会話のきっかけ等のサポートが必要である。

2. 実習ノートから

- 報告書等の記載も丁寧で実習意欲が高い受講者がいる一方、記載内容が不十分であったり、課題整理総括表と計画書の書き方に齟齬が生じている事例もあり、指導者の関わり方にバラつきが見られる。
- 専門職者として実践するための課題として、コミュニケーション力、情報収集力・課題分析力(アセスメント力)、多職種との連携、社会資源の知識等が乏しいとあげている受講生が多い。
- 実習指導者の評価において、実習生の様子、評価内容が適切に記載されてないものが見られる。なぜそのような評価をしたのかなど、具体的な記載が必要である。

Point

- ✓情報収集に伴うコミュニケーション力不足には、事前情報の提供方法、訪問前の準備やロールプレイ等で受講生の不安を解消するため指導の工夫が必要である。
- ✓また、訪問直後に利用者との面接場面等を振り返る時間を作り、適宜評価することが望ましい。 ※スーパービジョンの実践
- ✓評価は、目標達成状況、実習の様子、指導内容、今後の課題「良かった点、改善が必要な点」などを具体的に記載して頂きたい。

3. ICFシート、課題整理総括表、居宅サービス計画書から

- ・アセスメントシート(ICFシート)及び課題整理総括表で記載されている内容と居宅サービス計画書の課題が異なっているものがある。
- ・居宅サービス計画書の課題や目標に「病気の悪化を防ぎたい」「健康を維持できる」など、具体性のない記載が散見される。

Point

- ✓ 「アセスメント⇒課題整理総括表⇒居宅サービス計画書」は整合性や一貫性が図られている必要があり、計画書の根拠をアセスメントに求め、適切に課題が導き出されているか課題整理総括表を確認して頂きたい。
- ✓ 疾患によって支援内容が異なることから、「病気」や「健康」の使い方には留意が必要である。病気の悪化を防ぐことができたら「どのような状態になるのか（どのような生活を望むのか）」などを課題として捉えるようにアドバイス等を行う必要がある。

※適切なケアマネジメント手法「基本ケア」「疾患別ケア」 参照

4. 過去の実習から振り返る留意点

1. 受講者が、これまで携わってきた職務により、高齢者等との関わり方も異なることから、要介護高齢者等の多様な生活状況や環境について必ずしも熟知しているわけではないことに配慮が必要。
2. 受講者のそれまでの職務経験のばらつきも考慮しつつ、実習受け入れ事業所として、できる限り多様な要介護高齢者の生活の様子を知ることが出来るようにすることが重要。 ※地域の感染状況なども踏まえつつできる範囲で実施
3. 実習効果を高めるには、実習に入る前に実習の目的や実習生各自の課題を確認することが重要
4. ケアマネジメント実務の全体像、及び、対象となる事例について、実習指導者自身が振り返るなどの《事前準備》が必要不可欠
5. 単に現場体験をするだけでは「気づき」や「学び」の偏りや不足などがあることから、《事後の振り返り》が極めて重要

-目 次-

- I 特定事業所加算の算定要件としての「実習の受入」
- II 実習の目的と内容
- III 過去の「実習」からの振り返り
- IV 実習におけるスーパーバイジョン**
- V 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

1. スーパービジョンとは

スーパービジョンは、援助者の専門的実践についての指導・調整・教育・評価する立場にある機関の管理、運営、責任を持つ職員が行うもの。

スーパーバイザーとスーパーバイジーとの信頼関係を基底に、組織や機関の役割や機能を熟知し、その人が十分に業務を遂行できるように助ける「管理的機能」、専門職として必要な知識などを教える「教育的機能」、心理的サポートを行う「支持的機能」などを発揮し目的を果たす。

目的

1. 新人介護支援専門員の養成・育成
2. 介護支援専門員のケアマネジメント力の向上
3. 利用者の自立支援の促進

2. 実習指導者(主任介護支援専門員)の役割

○実習での役割

▶実習指導者(主任介護支援専門員)
= スーパーバイザー (スーパービジョンを行う人)

▶受講者
= スーパーバイジー (スーパービジョンを受ける人)

○実習指導者(主任介護支援専門員)の具体的な役割

- 利用者本人の尊厳を守り、意思決定を支援するための専門職としての**価値観と倫理的判断基準を伝達**する。
- 「適切なケアマネジメント手法」等を用い、アセスメントからプラン作成に至る**論理的思考**と、**多職種連携における実践力**を高める。
- 対人援助における自身の傾向や課題を客観的に捉える**「振り返り」**を促し、実習後も自律的に学び続ける姿勢を養う。

3. スーパービジョンの機能

【管理的機能】

- ・組織としての理念、基本方針を遵守し、内部規定を定める
- ・人的、物的環境を整える

【教育的機能】

- ・基本理念、基本方針の浸透
- ・知識、技術、技能、**価値**、**倫理**
- ・達成動機の向上、コーチング

【支持的機能】

- ・ストレスマネジメント
- ・サポートメンテナンス
- ・ストレングスアプローチ

※ 評価的機能

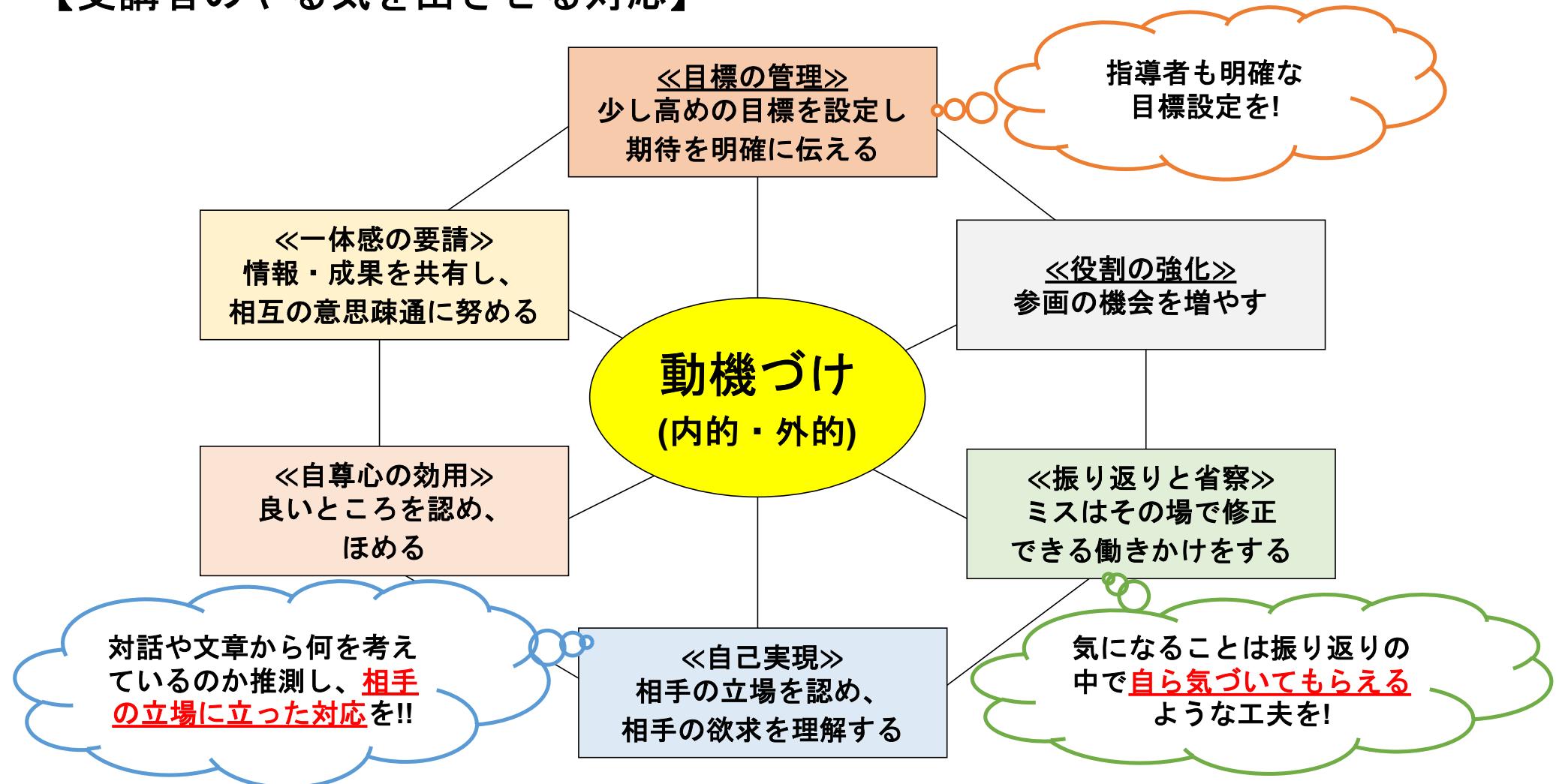
- ・アウトカム評価（目標、数値）
- ・成功体験の具現化
- ・スキルアップ課題の再構築

4. スーパービジョンの形態

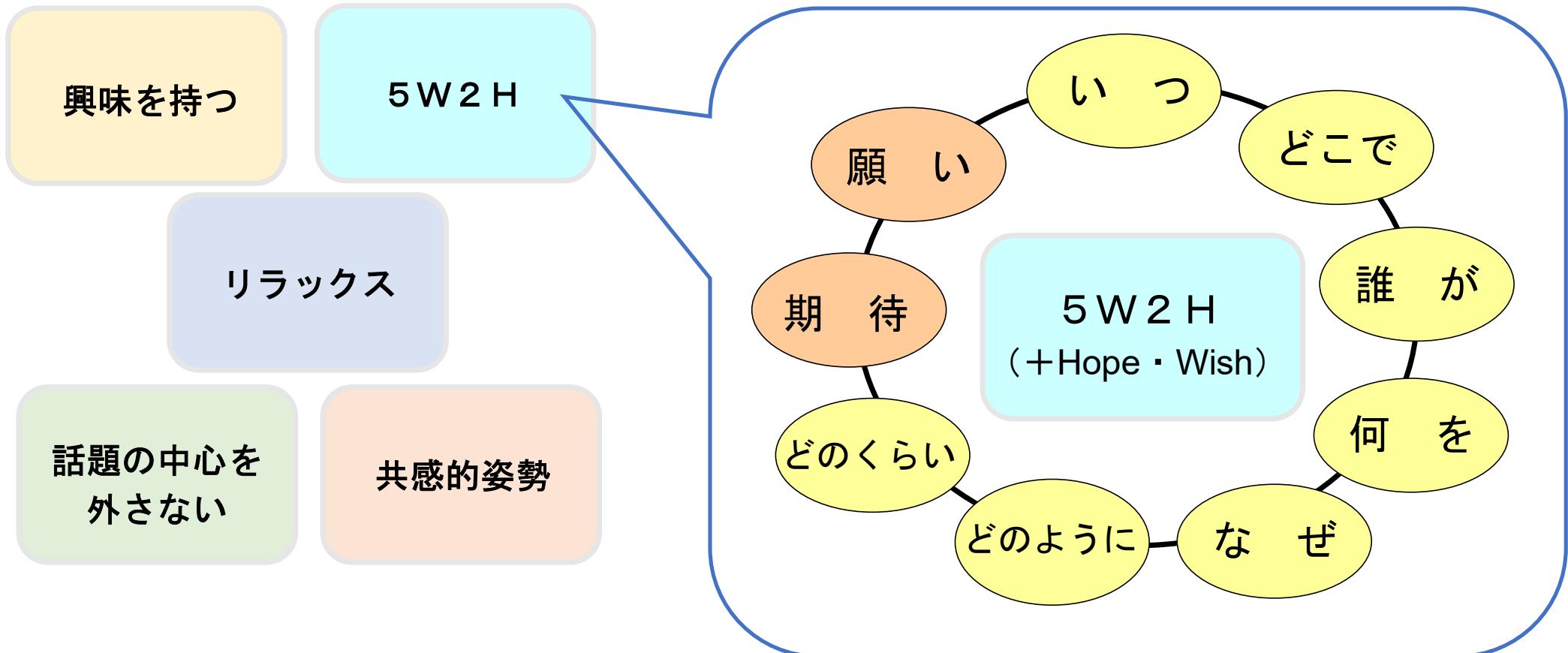
形態	特徴
個人スーパービジョン	スーパーバイザーとスーパーバイジーが1対1の関係で行う
グループスーパービジョン	スーパーバイザー1人に対して複数のスーパーバイジーで行う
ピアスーパービジョン	スーパーバイザーを含めずスーパーバイジー同士で行う
ライブスーパービジョン	スーパーバイジーが行うケアマネジメント業務にスーパーバイザーが同席し、その場で具体的なスーパービジョンを行う
ユニットスーパービジョン	複数のスーパーバイザーが1人のスーパーバイジーに対して行う
セルフスーパービジョン	スーパーバイジー自身が、自分で行ったケアマネジメントについて点検・評価し、スキルアップの課題を見つけ自己研鑽していく方法

5. モチベーションとコミュニケーション

【受講者のやる気を出させる対応】



【コミュニケーション（聴く技術）を重視する】



【受講者のやる気をなくする対応】

原 理	内 容
過剰教育	十分に理解していると思っているのに、まだ基礎訓練を受けさせられる
干渉	いつも指導者がつきっきりでやり方や内容に細かい指示をする
機会略奪	受講者に確認もせず指導者がいつもやってしまう
あら探し	些細なミスを見つけ出しては注意をしたり、ダメ出しをする
責任転嫁	物事がうまくいかない原因が他にあっても、受講者のせいにする
功績独占	物事とがうまくいくと、指導者の成果だと吹聴する

-目 次-

- I 特定事業所加算の算定要件としての「実習の受入」
- II 実習の目的と内容
- III 過去の「実習」からの振り返り
- IV 実習におけるスーパービジョン
- V 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

1. 実習指導における適切なケアマネジメント手法の活用

- ・ 実務研修実習は、どの実習先で行っても、一定の質が担保され、成果が得られる必要がある。
- ・ 実習指導者の個人的価値観などではなく、介護支援支援専門員(居宅介護支援事業所)として根拠ある指導等を行うことが基本。
- ・ 根拠ある指導等を実践する為に「適切なケアマネジメント手法」を共通のツールとして活用する。

適切なケアマネジメント手法

- ・ ケアマネジャーの経験知を「基本ケア（生活の基盤）」と「疾患別ケア（病気特有の視点）」に体系化し、仮説を立てて情報収集・分析する「根拠に基づいたケア」を実践し、多職種連携の共通言語として質の高いケアプランを支援する手法。
- ・ ケアの質を均一化し、利用者の生活継続と自立支援を目指し、抜け漏れのない個別化された支援を多職種で実現する。

2. ケアマネジメント手法の活用方法

①アセスメント・モニタリング前の「仮説」の構築

受講者が利用者と面接する前に、基本情報や疾患名から「**どのような課題が想定されるか**」「**現在の支援が適切に機能しているか**」の仮説を立てる際に活用する。

○基本ケアの活用

アセスメント・モニタリング場面で、生活の土台となる共通項目（栄養・排泄・運動等）のうち、どの項目を重点的に確認すべきか、事前準備のツールとして利用する。疾患による制限だけに目を向けず、「**自立支援に向けた生活全般を俯瞰する視点**」を補う役割を果たす。

○疾患別ケアの活用

脳血管疾患や認知症など、疾患ごとに整理された「想定される支援内容」と「起こりうる変化」を参照させる。これにより、受講者が「**その疾患特有の予後（見通し）や、生活上のリスク**」に対して「何を確認すべきか」という視点の抜け漏れを防ぐ。

②ケアプラン作成における「根拠」の明確化

受講者が作成したアセスメント結果やケアプラン案に対し、指導者が助言を行う際の**客観的な指標**として用いる。

○支援内容の具体化

「なぜこの支援が必要なのか」を手法の項目に照らし合わせて説明させることで、**根拠に基づいた思考プロセス**を促す。これにより、本人・家族や多職種に対しても、**納得感のある説明を行うためのスキル**を養う。

○チェックリストとしての利用

支援内容の過不足を確認するための**「振り返りツール」**として活用します。手法に示された標準的なケア項目と照らし合わせることで、**「本来検討すべき支援が漏れていなか」**を実習生自身が自己評価できるよう導きます。

③多職種連携の理解とシミュレーション

受講者が多職種との関わりを学ぶ際、役割分担の視点を整理するために活用する。

○専門職への相談項目の整理

手法に記載されている「相談すべき専門職」を参考に、サービス担当者会議等で「誰に」「どのような根拠で」「何を」求めるべきかを検討させる。これにより、専門職に対する具体的かつ論理的な相談・依頼スキルを養う。

○共通言語としての活用

手法に示された標準的なケアを軸に議論することで、多職種間での「**支援の方向性のズレ**」を防ぎ、**意識合わせを円滑に行う重要性**を教えます。異なる専門性を持つ職種同士が、同じ指標（手法）を持つことによる連携の効率化を体験させる。

④指導・振り返りにおける活用

指導者の主觀や経験則に頼らず、手法を「**共通言語（客観的な指標）**」として利用する。これにより、指導者と受講生、さらには将来的な多職種間での円滑なコミュニケーションを可能にする。

○事例検討のツール

実習中に体験した事例を「適切なケアマネジメント手法」の体系に当てはめて分析し、「**課題の抽出から次の支援への展開**」まで、学びを構造化させる。

○フィードバックの標準化

指導者の経験則だけでなく、標準化された手法に基づくフィードバックを行うことで、**指導の質を担保**する。

«最後に»

- 私達自身がケアマネジャーとして仕事を始めた時のことを思い出し、受講者が不安なく実習に取り組めるよう、事業所として受け入れ環境を整える。
- ICFや課題整理総括表、居宅サービス計画書（課題分析の結果）の標準的な作成方法、適切なケアマネジメント手法など、指導する前に確認しておくなど事前準備を怠らない。
- 「これくらい出来てあたり前」ではなく、何に困難を抱えているのか一緒に考え、模範を示し、忍耐強く教える。
- 解決を急がず、指導者も「余裕」を持って受講者と向き合う。
- チャレンジする機会を与え、達成できるように支持し、その成果を確認し、修正するサイクルを意識する。
- 実習指導者の個人的価値観ではなく、介護支援支援専門員として根拠ある指導等を行う。　※専門職としての価値観・倫理観を重視

「青森県介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修」
は以上となります。

一人でも多くの受講者が、介護支援専門員の仲間として活躍できるよう、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

ご清聴ありがとうございました。